

秋田県告示第511号

秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年秋田県条例第61号）第9条第1項の規定により、水源森林地域を次のとおり指定し、令和3年10月1日から施行する。

令和3年10月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

市町村	名 称	土 地 の 区 域	水源森林地域指定図
北秋田市	北秋田市（森吉地区） 水源森林地域	北秋田市（森吉地区）88林班	北秋田市（森吉地区）水源森林地 域指定図に示すとおりとする。
男鹿市	男鹿市（男鹿地区） 水源森林地域	男鹿市（男鹿地区）105林班から106 林班まで	男鹿市（男鹿地区）水源森林地 域指定図に示すとおりとする。
大仙市	大仙市（西仙北地区） 水源森林地域	大仙市（西仙北地区）29林班から31 林班、33林班、36林班、61林班	大仙市（西仙北地区）水源森林地 域指定図に示すとおりとする。

（各水源森林地域の「指定図」は省略し、その図面及び関係書類を、秋田県農林水産部森林整備課、関係地域振興局農林部森づくり推進課、関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）